

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 1月 1日～平成33年12月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成30年 1月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成30年 7月～ 研修内容の検討
- 平成31年度～ 研修の実施

一般事業主行動計画第 号 変更届

届出年月日

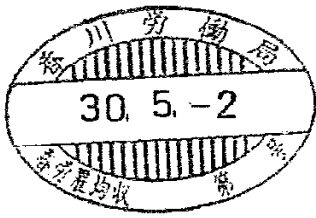
平成 30 年 5 月 23 日

届出届の作成者

一般事業主の氏名又は名称 株式会社 株式会社

〒 430-0000

〒 430-0000



(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 芳野 均

主たる事業 建設業

〒 430-0000

香川県高松市栗林町3丁目7番23号

TEL 087-834-5111

理由等: 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

1 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

72 労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

2 労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

2 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

3 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

平成 30 年 5 月 23 日

平成 30 年 12 月 18 日

4 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

5 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

(第5条)に基づき

(第5条)に基づき

6 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

平成 30 年 5 月 23 日

7 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

8 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

その他の事由によるもの

9 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

10 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

11 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

12 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

13 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

14 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

15 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

16 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

平成 30 年 5 月 23 日

17 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

18 労働計画を(第5条)に基づき変更するに付、労働者代表者等による承認は必要と認められず、届出を基礎とする。届出の効力発生の事由は、

平成 30 年 5 月 23 日

届出届の作成者

総務課

代表者の氏名

芳野 均

